

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・協力工場との連携強化のためIT設備の実装を行い、お互いに新規ビジネスの構築を図り、サプライチェーンの付加価値向上を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・ダイドーリミテッドグループは、お取組先様と円満な信頼関係を築くことを目的とした「ダイドーリミテッド企業行動規範」を定めており、今後も本行動規範に基づいた誠実・公正・透明な取引関係の構築に努めてまいります。
- ・ダイドーリミテッドグループは、ダイドーのものづくりにおける理念に基づく行動を規定した「ダイドーサプライヤー行動規範」を定めており、お取引先様にもご協力をいただいております。その規範に基づき、商品の高品質・安心・安全のみならず、環境、労働慣行、人権や倫理等に対する社会的要件への配慮を確認することで、引き続き、相互の企業価値の向上に努めてまいります。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ダイドーフォワード

代表取締役社長 成瀬 功一郎

（備考）・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。